

令和元年度 第3回東海村高齢者福祉計画推進委員会議事録

日 時：令和元年9月9日（月）18：30～20：00

場 所：行政棟205会議室

出席者：（委員）薄井委員長，土屋委員，山本委員，上条委員，妹尾委員，齋藤委員，
砂押委員，荒木委員，三田委員，藤田委員，小野寺委員，朝岡委員，
深谷委員，鹿志村委員

（事務局）高齢福祉課：佐藤課長，三浦課長補佐，藤田副参事，三瓶係長，
ヴァキリ主任
健康増進課：平野係長

欠席者：（委員）藤澤副委員長，並木委員，綿引委員

配付資料：（事前配付）

- ・資料1 第7期計画令和元年度事業進行管理表（施策目標1・2関係）
（当日配付）
- ・資料2 第8期東海村高齢者福祉計画・介護保険事業計画に係るアンケート調査について
- ・資料3 介護予防・日常生活圏二一ズ調査 調査票
- ・資料4 在宅介護実態調査 調査票
- ・平成30年度評価シート（差替）
- ・2019東海村シルバーリハビリ体操指導士会活動予定表
- ・フードバンクにご協力ください！！チラシ
- ・ケースカンファレンス研修会チラシ

1 開会 事務局：三浦

開会に先立ちまして、資料の確認をさせていただきます。お手元には「次第」、「資料2」、「資料3」、「資料4」、差替えとして「第2回評価シート」になります。参考資料として「シルバーリハビリ体操指導士会活動予定表」、「フードバンクにご協力ください」、「ケースカンファレンス研修会」になります。不足等ございませんでしょうか。

本日はお忙しい中、ご参集いただきましてありがとうございます。ただいまから令和元年度第3回東海村高齢者福祉計画推進委員会を始めさせていただきます。本日は藤澤副委員長と並木委員から欠席のご連絡をいただいております。そのほかにまだ来られていない委員がごございますが、既に委員の半数以上の出席をいただいておりますので本会は成立しております。それでは次第に沿って進行させていただきます。

まず初めに高齢福祉課長からご挨拶申し上げます。

2 高齢福祉課長挨拶 佐藤課長

みなさんこんばんは。本日はお忙しい中、ご出席賜りまして、誠にありがとうございます。みなさんご存知のように台風がございまして、この委員会も開催が危ぶまれましたけど、無事開催する運びとなりました。

本日の会議ですけれども、今年度で3回目の会議です。現在進行中の第7期の計画について昨年の振り返りや、今年度以降の取り組みについて報告を受けているところで

あります。本日から8期策定に向けて議事を進めたいと思います。8期の策定にあたりまして、住民の皆様のニーズを把握するためにアンケート調査を行うわけですが、本日で審議いただけるメインはアンケートの設問等についてでございます。過去の経緯があって外せない設問があると思いますが、一方で役目を終えてもう少し踏み込んだ設問をした方がいいというようなお考えもあると思いますので、皆様には忌憚のないご意見をいただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

事務局) 続きまして、薄井委員長からご挨拶を頂きたいと思います。

3 委員長挨拶 薄井委員長

改めましてこんばんは。薄井です。お疲れのところご出席ありがとうございます。

今回、佐藤課長からもお話がありました。今回は8期に向けてのアンケートでございます。まだ7期も半ばにして8期が始まるというのは毎回毎回仕方ないとはいえ、もっと7期をしっかりとやらないといけないと思いつつ、流れはどんどん進んでいくので、8期に向けて議論できればと思います。では、よろしくお願いいたします。

事務局) ありがとうございました。それでは議事に移ります。ここからの進行は薄井委員長にお願いしたいと思います。

4 議題

(1) 第8期東海村高齢者福祉計画・介護保険事業計画に向けたアンケート調査に対する意見聴取について

委員長) では、みなさんよろしくお願いいたします。では式次第に沿ってまずは「第8期東海村高齢者福祉計画・介護保険事業計画に向けたアンケート調査に対する意見聴取について」説明をお願いします。

事務局) それでは議題1について説明いたします。その前に、「資料1」は事前資料でお送りしています。第7期の進行管理表で、平成31年度計画の欄に計画値ではなく目標値を入れたものでございます。みなさまにお読みとりいただければと思います。では、お手元に「資料2」をご用意ください。今回第8期に向けたアンケート調査についてということで、令和3年から5年の3か年を計画期間とします「第8期東海村高齢者福祉計画・介護保険事業計画」を策定、策定年度は令和2年度になります。この計画を策定するにあたり、本村高齢者の日常生活状況、心身の状態、介護予防に対する意識といった福祉・介護保険事業に関する意見等をうかがいながら、計画づくりの参考とするため実施するものです。「計画と各種調査の関係」ということで、図の中ほどにある「第8期高齢者福祉計画・介護保険事業計画」の元に軽度者・一般高齢者の把握としてニーズ調査が、要介護者の把握として在宅介護実態調査というものがありました。この二つは国から前回の調査同様に必須の調査とされています。加えて各自治体の地域間の比較をするための介護保険関係のシステムから見える「見える化」システムというのを使いながらこうした事業計画に関与させていかなければならないところです。加えて各個別検討で行われている地域ケア会議の開催内容も反映させなければならないと思います。更に今回その他の調査として任意の調査が三つ程あります。こちらの方は後程説明させていただきます。では、まず国の必須調査とされています「介護予防・日常生活圏域ニーズ調査」としましては、要介護状態になる前の高齢者の社会参加状況を把握し、地域診

断や総合事業の評価等に活用するものです。対象者は65歳以上で、要介護1から5以外の高齢者、いわゆる元気な高齢者です。調査する項目としましては、虚弱高齢者を把握する項目、社会資源等の把握、調査結果を元に事業対象者の把握も行う形です。調査対象者数ですが、平成30年度は1,343名でした。令和元年度は、予定数は1,500名、回収率は60%を想定しています。続きまして「在宅介護実態調査」は、介護離職をなくすために在宅生活の継続と家族等介護者の就労継続の実現に向けた介護サービス供給の分析等に活用するためのものです。こちらの対象者は、在宅の要支援・要介護認定を受けている方です。調査する項目は、調査対象者や介護者の状況、また今後の暮らしや将来の介護について行います。調査対象者数は、平成30年度は571名、今年度は600名を見込んでおり、回収率は60%の見込みです。二つの調査はほぼ国で決めた調査項目であります。それ以外に追加する項目も少なからずあり、その中に「多職種への認識と理解」、「高齢者虐待に関すること」、「成年後見制度への認識と理解」、「終活への認識と理解」といった項目を追加してはどうかと考えています。成年後見制度につきましては、成年後見利用促進基本計画を令和3年度に策定する予定ですが、これだけの単独計画ではなく、その上位にあたる計画であります地域福祉計画の中に盛り込むかたちです。次にその他の調査について説明させていただきます。必須の調査がある一方、その他の調査を国の方では可能であれば実施して欲しいということで、県を通じて各市町村に通知されているところであります。国では、地域が目指すビジョン、例えば重度な介護状態になっても住み慣れた地域で自分らしい暮らしを続けることができる地域づくりから具体的に各介護サービス提供量を導き出すために必要となる調査、「ビジョンを達成するためのサービス提供体制を検討するための各種実態把握調査」を可能であれば実施を検討して欲しいということであります。また、各地域の実情に応じて、各保険者が必要な調査・設問等を選択して実施することができます。「①在宅生活改善調査」ですが、調査分析の対象は居宅介護支援事業所またはケアマネジャーです。目的は自宅等にお住いの方で現在のサービス利用では生活の維持が難しくなっている利用者の実態を把握し、地域に不足する介護サービス等を検討することです。ケアマネジャーや事業所の視点で生活の維持が難しくなっている方の設問を問う調査です。「②居所変更実態調査」では、サ高住・住宅型有料施設を含む介護施設等の過去1年間の新規入居・退去の流れや、退去の理由などを把握することで、そこで住み慣れた住まい等で暮らし続けるために必要な機能等を検討するものです。「③介護人材実態調査」は、介護事業所、介護施設等が対象で、介護人材の実態を個票で把握することで、性別・年齢別・資格の有無別などの詳細な実態を把握し、介護人材の確保に向けて必要な取り組みを検討するものです。こちらの調査ですが、事業所やケアマネジャーへの調査が主でありまして、必須とされている調査は住民への郵送ですが、こちらは事業所管理者等への依頼となるので、回収率は非常に高いものと想定しています。現時点において、この調査した結果から具体的な結論を導き出すには本村としては程遠いものとは考えておりますが、事業所等が多い都市部では②③は調査をするメリットがあると思うが、地方また東海村におきましては、早急に実施する必要性はないと、事務局は考えています。実施をしたとしても「①在宅生活改善調査」をすることで、こういった介護サービスへのニーズがあるか把握することが一番妥

当な調査ではないかと考えております。資料2枚目をめくりますと国が示す項目が載っています。これは実施しやすいように変えていいとはなっていますが、だいたいこのようなレイアウトになっています。まず表面は現在の事業所についての調査になっています。裏面は事業所に務めるケアマネジャーが、担当する利用者の中で、サービス利用だけでは生活維持が難しくなっている利用者を対象にケアマネが回答をしていく項目になっています。生活の維持が難しくなっていないという方がいれば、個数も少なくなっていくと思います。また、その中では例えば問2-5にあります「理由となる具体的な認知症の症状をお答えください」という設問の回答に「金銭管理が困難」と回答することにより、先ほどの成年後見人制度へと繋がられるような設問になっているのではないかと思います。今年度、こういった調査を実施する年ですので、郵送等はおかからない部分もあり、ある程度たたき台の設問ができれば、委託業者には集計をお願いしておりますので費用の方も抑えられるようになっております。策定年度の来年度にこの調査を単発で実施するより今年度に組み込んでやった方がいいと思っております、説明させていただきました。資料2についてはまず説明を終わりにしますので、これについてのご意見伺えればと思います。

委員長) ありがとうございます。まずはみなさんから何かご疑問点とかあればお願いいたします。

委員) あの、介護従事者の退職率が高いってことをよく聞きますよね。どういうことかということ、介護実態調査というのは現在そこでかかえて従事してる人を対象にしているけど、それ以外にすでに辞めて仕事大変だったという人もいると思うんだけど、今いる人しか聞かないから実態が伝わらない。ですから辞めた人の精神面の調査とかそういったことを含めて実施しないと、なかなか人材確保というのは難しいことだと思います。いかがでしょうか。

事務局) そうですね。これから介護する人材が不足することは目に見えている中で、潜在的な方、辞めたけど働きたいと思ってもつてがないとか、何らかの理由で辞めた方も、もしかしたら働かなければならないという方がいても、まだ働いていないからといってなかなか手が出せないということもあります。そういった方を一般的な方として調査するよりも、事業所を通して1年間で何人辞めたとか、この3年間でこれだけの辞めた方がいたとか、そういった形での調査は可能かと思えますけど、そういった調査を今回の調査に組み込んでやるか、単発でやるかということも考えなければならぬが、今日は実態調査については用意してないのですが、中身の方を見ると、今所属している介護職員全員についてお答えください、という事業所への設問でありまして、男性女性、年齢、過去1、2週間の勤務時間、現在の施設での勤務日数、現在の施設に勤務する直前の職場、現在の職場について、いろいろな調査項目が多岐に渡っていますので、いずれ実施するにしても、ここ1年2年で踏み込んでというのは難しい。委員の方でも必要性があるとは強く考えていることだとは思いますが、例えば今回の第8期ではなくて第9期に改めてこういったところも網羅できればいいと考えております。担当としては、在宅生活改善調査を必須調査に合わせ実施することが賢明ではないかと考えています。

委員) つまり、在宅生活改善調査を重点的にやるということですかね。

事務局) 担当としては、そういう考えです。あくまで可能であれば実施して欲しいということなので、どこまで東海村でやるかということもあるのですが、折角国

からこうした形ができたので、この調査項目も必須の部分と設問で被るところがあるかもしれませんが、そこは業者選定して擦り合わせの中で、何かしら違う反映ができればいいと思います。視点としては家族や利用者が答える回答というのが先ほどの必須項目であって、今回の生活改善調査は、本人達ではなくて、本人達をケアするケアマネジャーの視点で見る調査というところで、多分視点が違うということていろいろ調査の回答も違ってくると考えています。今の話をしているケアマネジャーからのご意見を伺えればと思います。いかがでしょうか。

委員長) その前に私の見解が正しいものか委員の皆さんと共有したいと思います。今回の8期に向けてやらなければいけない二つの必須項目は国が定めていて、フォーマットも粗方できている中で、大幅に見直してしまうと他市町村との比較ができなくなってしまい、必要な情報が得られなくなってしまうことがあるので、こちらは正直なところ見直さない方がいいですよ。ここまで合ってますね。更にアンケートをやるにあたっては、任意で国から、可能であれば各種の実態把握調査の実施を検討して欲しいと言っているが、実際には国としてこの三つの調査「在宅生活改善調査」、「居所変更実態調査」、「介護人材実態調査」を示しているわけですが、これは国からたたき台をもらっているということていいのですか。

事務局) はい、そうです。ある程度手引きとしてこれらが提示されています。

委員長) 国から言ってきているのは三つだけですか。

事務局) はい、その三つです。

委員長) そうすると、その三つの切り口が、ケアマネジャーから見た時のサービス利用の実際の利用者にフォーカスが、ケアマネジャーからの視点からあっているものと、介護施設の入居・退去の実態をみるものと、介護人材の実態と、その三つを調査することですよ。ただ、「②居所変更実態調査」は全く意味をなさないのではないかと。例えば結果が出たとしても、東海村ではどうするのか、どうにもできないのではないかと考えるので、私見ではありますが②の調査は当村にはそぐわないのではないかと。調査した結果をみてもニーズが沢山ありましたということしかわからないと思います。労力をかける意味がないと思います。ただ、小野寺委員がおっしゃった実際に辞めた方の状況はどうなのかというのは、実はこれからの介護計画に密接に絡んでくることですよ。介護の担い手がいないから介護サービスが受けられない、それとも担い手は充足しているのに、例えばケアマネジャーがいないから受けられないのか、あるいはそういったものが揃っているのに、その外の隠れた理由があるのか、炙り出しができるのはとてもいいと思うのですが、では小野寺委員の言われるところのどうという人が辞めていったのかということ調べてみると、国の手引きにのっとると、③を実施するということになってしまいますよね。多少削るにしても、国からの「③介護人材実態調査」のフォーマットがあって、それにのっとって細かい調査事項を付け足す、削るといっただけでいいというのか、実務上そうせざる負えないということていいんですよ。

事務局) 可能であればそうしたいのですが。

委員長) つまり、事務局の意見としては可能ではないと。今回はちょっと実施は難しいかな、ということですよ。

事務局) 予算上、今年度ニーズ調査と実態調査をコンサルへの委託という形で集計も

含めてお願いしているところで、「在宅生活改善調査」の取りまとめ、集計をやりつつ、更に「介護人材実態調査」まで含めるとちょっと予算が足りないということがあります。

委員長) はい、わかりました。つまり今回実施するのは、現実的ではないということですね。ただ、今回の意見はとてもいい提案だったので大事にしてもらえれば、と思います。9期とは言わずに8期の途中で実施してもいいわけですし、単年で予算を執って実施してもいいと思います。ここまでで、概要はお判りいただけたと思うので、そうすると事務局案としては在宅生活改善調査は実施する方向で、現実的に取り組めそうですしたたき台は国から方針をもらっていますというところで、ではケアマネジャーにコメントを頂きたいと思います。

委員) それは、このアンケートについてですか。

委員長) そうです。例えば、これはとてもできないとか、こういうフォーマットがあれば、もっとアンケートが答えやすいとか。この「在宅生活改善調査」の2枚目の利用者票はエクセルですか。それとも手書きで回答ですか。

事務局) 手書きだと思います。

委員長) 例えば調査票の上からですが、ケアマネジャーが担当する利用者さんは25人位いるとしますよね。その内、利用者のうち10人位がこの調査に該当するとした場合、この票を見て、1~10まで利用者を当てはめて全部の欄を埋めていくという作業をしていくわけですよ。そういったプラスアルファのお仕事を頼むわけですが、できそうでしょうか。

委員) ここで対象者は、担当している利用者全員に当たるのでしょうか。

委員長) 全員ではなくて、今のサービス利用では生活の維持が困難と思われる利用者が、全員ではなく多分何割かはいると思います。例えば全員が該当するという方もいるだろうし、7割8割該当するとなると記入するのも大変だろうし、一人二人しかいないのであれば不可能ではないだろうとも思うのですがどうでしょうか。

委員) 生活の維持が難しくなっている利用者というのが、いろんなケースが考えられ、把握が難しいのですが。

事務局) そうですね。まずそれぞれのケアマネジャーがそんな人はいないと言えば調査の人数も変わってきます。1件も上がってこないというケースもあるのでこの辺の切り口をどうすればいいのか難しいところです。

委員) 例えば利用者に対して「生活の維持が難しいですか。」と聞いて元気な声で「いや、もう大変なのよ。」と言う人は判断が非常に難しいですよ。例えば介護保険のサービスの利用がギリギリまで使っている方もいれば、半分まで使っている方もいます。それはレセプトを見ればギリギリまで使っているかどうかはわかるので、その中から何名かを抽出して調査するというのであれば各マネジャーもわかり易いと思います。これは私からの提案ですが、例えばサービス利用をたくさん使っている人は、それだけ緊迫しているという可能性もあると思うので取れると思います。もちろん余裕があってもギリギリまで使っている方もいるとは思いますが、そういった何かしらの指標がないと調査の基準が明確でないを実施するのは難しいです。

委員長) そうですね。このケアマネジャーは全員を対象にし、このケアマネジャーは対象者はゼロ、では調査にならないということですね。

委員) そうです。

委員長) リストアップする基準をある程度決めて欲しいということですね。

委員) はい。

委員長) 生活維持が難しくなっていくってというのは、5年後に同じ生活ができるかというところではないし、ほぼみなさんやはり難しくなるだろうな、と思うのです。10年後といたら、今のサービスでは無理だろうとケアマネジャーはみなさん思います。でも一か月後だったら、まあまあ今の生活でいけるのではないかと、思うのではないのでしょうか。また、介護サービスをマックスに使っている方はアップアップかもしれませんが、逆によくあるケースで、例えば訪問をものすごく嫌がる方や通所をものすごく嫌がる方で、本当はサービスを使ってもらえばハッピーになるのに、使ってくれなくて困る方もいる。調査の言葉面だけで見てしまうと、「現在のサービス利用では」とあるので、現在のサービスを利用していない状況下では維持が難しい、みたいなケースも考えられるし、変な捉え方もできますよね。ただ、これは国が作成した文言ですし、任意調査だから東海村で必要な情報を、第8期の計画に盛り込めるような、そういう人を抽出したいわけですよ。だから、その辺をもう少し具体的にしていれば、バラつきも少なくなると思います。逆に、そういうことをやらないと危険なアンケートになりそうな気がします。

事務局) 例えば、ADLの低下に伴い頻回な身体介護が必要となったため現在の訪問介護の利用では対応が困難であり、定期巡回サービスの利用がより適切と思う利用者」とか「認知症の悪化により、介護者の負担が重くなったため、グループホームへの入居がより適切と思う方」のようなケースが対象となるという主旨はあるので、それをやる前段での絞ったリストアップだと思います。

委員) あとはそのケアマネジャーが抽出しやすい指標があると取り組みやすいです。多分該当者がゼロということはないので。

事務局) ケアマネジャーによってバラつきが出ないようにしないと。

委員) はい、なるべくバラつきが出ないように取り組めたらいいと思います。

事務局) 先ほど話がでた、サービスをギリギリまで使っている利用者であれば抽出はし易いですよね。

委員) はい。ただ、サービスを使っていない状態の人でも何らかの理由があって明らかに生活の維持が困難な部分があるという方も、潜在的にいると思います。また、私も、契約はしたが強い拒否に遭い、しかも認知症状も進んでいて、けれどサービスをほとんど使っていないという方が何名かいるのですが、そういう方こそ本当は支援が必要ではないか、潜在的にはそういう方こそ困っているのではないかと、とも思います。そういう相反している部分も例として示していただくと、ケアマネジャーに周知するときにはわかり易いと思います。人材イメージをつけやすいと思います。

委員長) ケアマネジャーさん、ほかにもいらっしゃいますか。

委員) はい。先ほど線を引いた方がいいというお話がでたとおもうのですが、直近で生活が困難になってしまったという方のほうがもっとわかりやすく評価できるかと思っています。

委員長) 先ほどの話でいうと、もう3か月先の生活が見えませんか、というような人とかね。

委員) はい。もう、現実的に施設に切り替わったような人の方が評価しやすいかと思っています。

委員長) 実際に施設に行ってしまった方は、対象になるのですか。

事務局) ひっ迫していて、この調査に挙げることによってその方が最終的に施設に入った方がいいという回答が最終なのかもしれません。施設に行き受けるサービスというのはある程度決まっているので、最終的なゴールをもう施設に入ると捉えるのであれば、施設に入った人は対象にしなくていいと思います。

委員長) そもそも地域に不足するサービスを調べたいのですよね。施設に入った方は充足されたわけですよね。足りてなくて困っている方のリストではないのでしょうか。ケアマネジャーだけではなく、みなさんにもご意見を頂きたいと思います。

委員) ちょっとわからないことがあって、非常にこういうアンケートというのは客観的な答えが出ると思うし明らかなデータが取れると思いますが、質問の内容が違えば、違う切り口の問題も出てくると思います。それに基づいて行政側はどうやって対応するのか、現場ではどうやっていけばいいのか。1項目で解決していくよりも、もっと広い視点でこうした方がいいのではと、確かにいい方法はすべてをきちんとやることだとは思いますが解釈によりだいぶ違うと思うのです。私もちらっと見たのですが、見方によってですが、例えば、東海村の高齢福祉は国レベルの福祉で意外と裕福ではないかといったデータもあると思うわけです。持ち家の比率がとても高いし、一戸建ての所にはマンションもなくて住居については普及している。でも別な資料を見ると生活に対して経済的に困窮している人が多い。切り口を変えてみると別な問題が見えてくる。もう1件具体例を言うと、高齢者の方が一人になったときいったい誰が世話したり、コミュニケーションするのは誰なのか。当事者の夫婦間ってというのが圧倒的に多くて、嫁って答える比率がものすごく少ないんですよ。娘って多いですよね。私らも世間で言っている。で地元で娘を嫁がせた人って少ないんですよ。いくら福祉がいいといっても、それを如実に表している。娘が圧倒的に多いんですよ。これがね、結構、見方を変えらうと出たものも取れないよねって見方をすれば強制なのね。それでなくても、家内以外も出てて、これなんかいいのが出てるなって思いました。今回も、こういったわけで、できるだけすこし煮詰まった事例とかが出ているといいと思います。

委員長) ごめんなさい、ちょっと結論がよくわからなかったのですが。

委員) 結論は、細かく厳密にやった方がいいというのはわかりますが、少し緩みがあってもいいのではないかと。

委員長) 緩くても情報の集積で解釈はなんとかなるというのはわかったんですけど、要するに基準を決めなくてもいいというご意見ですか。

委員) 基準というか・・・

委員長) こういう人を抽出するというルールがあった方が、実際に回答する側とすれば回答しやすいという意見をお二人から頂きましたが、そうではなくてお任せした方がいいのではないかと、ということですかね。

委員) いや、ルールとかの概念ではなくて、調査するときの必然性とか、ある程度二重っていうのがあると思うので、こうやって基準を設けなくてもいいと、緩みがあっていいと思うんですよ。基準となるとかなり厳しくなってしまう気がします。それをやったとき、行政とどう向き合うのかとか、そこについて大分考える必要があるかと思っています。

委員長) どうしましょうか。時間も限られているので、先に必ずやる方から進めまし

ようか。これはいったん棚上げして後でまた議論しますので、必須の方、資料3、資料4の説明を、これは事務局原案でこれに対するご意見を委員の皆さんからいただくという時間を設けたいと思います。

事務局) では資料3、調査票一式をお渡ししております。国の方から決められている設問がほとんどですが、その中で圏域ニーズ調査については、10頁の「問8 生きがいつくり・介護予防について」以降については、国が決めた項目、設問ではないんですね。私の解釈でいうと11頁に「(5) あなたは地域包括支援センター・なごみを知っていますか」という設問があり、皆さんご存知だとは思いますが、あえて前回の計画でこのように聞いていますので、改めて訊くべき項目なのかというのがありますし、例えば15頁の中で言うと、「以下の制度のことを知っていますか」という設問の中で、「③災害時要支援者避難支援制度」といって災害時に自力で避難できない人の情報を民生委員などの「地域の支援者」と共有し避難誘導を行う制度です。こういったことは70歳以上の方は毎年、高齢者状況調査において、登録の有無について訊いているので、あえて個々の制度を知っているかと訊いた方がいいのか、抜いた方がいい項目なのか、ちょっと思っています。前回設問と太字で書いてあるものは、前回の7期計画のニーズ調査時に書いてある設問ということです。皆様からこういった質問をした方がいいというのを一言一句見直すのは、今日直すのは難しいでしょうが、私だったらこういった質問がいいというご意見も頂けるといいと思っています。委員ばかりではなく事務局側も提案をできればと思います。以上です。

委員長) 資料4については、事務局としてこの設問どうかな、というご意見ありますか。

事務局) 4については、A票、B票というのがありますが、A票、B票については決めたもので、C票はオリジナルになります。その中で先ほどのニーズ調査と被るように「地域包括支援センターを知っていますか」という項目があり、二つの調査は対象者が違うので、同じような項目をきいております。そういったところも入れなくていいのかどうか、併せて判断していければと思います。冊子の方を読んでいただけたと思うのですが、アンケートに答える方が、一番自由に書いていただける欄について、苦情もあれば感謝の文言もあるという形で、それらがまとめられていますので、そうしたところもこれからの村の福祉計画に繋げていける内容となっており、それらをくみ取りながら進めていきたいと思えます。調査の中でクロス集計したり、その項目に対する認識度が高いとかそういったところもこれは入れた方がいいとか、そういったところも併せてご意見を賜りたいと思います。

委員長) 国がたたき台として出しているところは前回と変えてないですね。

事務局) そうです。

委員長) それを変えてしまうと経年の変化というのがわからなくなってしまうので、国からのところはあまり触らない方がいいと思いますがいかがですかね。であれば、事務局から話があったように、具体的には資料3の11頁から見てみましょう。今の「なごみを知っていますか」という設問はあった方がいいでしょうか。藤田さん、どうですか。

事務局) はい、だいたい周知されたとは思いますが、前回の結果の46頁を見ますと、4分の3くらいは知っていただけています。ただ100%ではないのでやった方がいいのかな、とも思いますし、100%近くにしていきたいと思えます。

事務局) 実際に相談したことがあるかないかで調査しているのですが、知っているけども相談したことがあるかないかで、集計の仕方も変わってしまうので。重点政策として地域包括支援センターの機能強化というのも掲げていますのでPRはもちろん常日頃からやっていかなければいけないと思いますが、あえて入れるかどうかとなると。

事務局) 前回のアンケート結果では、知らない人は5.4%ですが。

委員) あの、うちの方で認知症の小芝居をしたときに、「なごみを知ってますか」と聞いていたのですが、30名位いたのだけど、知っているのは3名か4名でした。

事務局) そうだったのですか。

委員) はい、必要性がないですね。つまり、幸せな人たちが集まっているのですよ。だから、あえて知っていますかという質問よりも、こういった場合にはどこへ質問すればいいですか、ということがわかるシステムがあればいいと思います。最初からなごみありきではなくて、困ったときにどこへ行けばいいかがわかることの方が先だと思います。

委員) 確かに私の所のサロンでも、なごみがありますよ、とかかなりPRしているし、勉強会なども開いていますが、「そんな時はそんなときよ」という感じで、あまりなごみとかが実感として湧いてこないようで。何かあったときに行けばいいんだよね、役場に相談に行けばいいよね、と他人事。それで行く頃にはほとんどの人は高齢者ですから、すぐ思い出せる人は少ないかと思います。ですから、設問を変えてみたらどうかと思います。

委員) ちょっといいですか。私も聞いたことがあるのが、「絆」と「なごみ」を勘違いしている人が多いようです。それで、こういうものはどこへ相談に行けばいいかわかる人もいるし、「絆」に行くと、ここではないと説明を受けたって話も聞きます。「なごみ」がどこにあるかわからないという人が多いかもしれないです。前の東海病院の跡地だといってわかる人もいます。ただ自分でちょっと気になるのは、「絆」と「なごみ」を区別できない人がいることです。

事務局) 「えがお」もありますしね。

委員) この質問について言いたいことがあります。これ、どこにあるか知っていますかということと、相談していますかというのは「なごみ」に対してですね。これ「なごみ」のある建物の場所を知っていますかということと、実際に相談したことがありますか、というのは「なごみ」に実際に長く世話になった人間というか、関係が統一されていなくて離れた事柄を二つ同じ設問にしている。あなたはここで相談していることはないか、ここにいたりすることはないか、よく行くライフスタイルなのか、あなたは健康でこういうところは行かないのか全く別な次元のことを質問している。ここでやっている設問の解釈ってというのはかなり幅が広いなと思います。ここでやっている質問の選択肢の2番の答えはある意味健康状態を訊いている。これは、わからないと言っている人は、健康で何でもないので、「なごみ」がわからないから、知らないと答えてしまう。実際に知らないと言っても、そこに行って健康を取り戻したいと思ってもそれはあなたがそこに参加しないからだっていう見方をするための質問なのか、そこがわからない質問だと思います。いろいろ解釈ができてしまう。これだけに関して言えば、健康状態を聞いているのかということと、機能を知っているかということと、それに対して知らないという答えは、どういう解釈をするためのものか。これは若い人の知らないとは解釈が違ふし、これは対象

とする人とリンクしないと難しい面があると思います。

委員長) そうですね、おっしゃる通りですね。委員のみなさん、言葉は違いますが何となく内容は一緒ですよ。聞き方がよくないのではないかと、聞いてもいいけどこういう聞き方ではないのではないかとということですよ。この資料3と資料4では当然ターゲットとしている方は少し違いますよね。この中に若い人は入っていないので、ほとんどの方は知っているということですし、場所を知っているか知っていないかは、はっきり言ってどうでもよくて、機能を知っているかどうかの方が大事です。例えば機能を知っていてなごみのパンフレットがあれば場所がわからなくても電話でき、相談できますよね。だから場所がどこかということではないのではないかと、というのはみなさんの意見を総合するとそうなると思います。ですから例えばこういう相談事があるときに、地域包括センターで相談できることを知っていますか、というような聞き方に、というのがみなさんのご意見です。あと先ほどでた「絆」については、聞くのであれば「絆」との役割分担をご存知ですか、というようなことかもしれませんが、それをあえて訊いた方がいいというのであれば訊いてもいいし、どちらかに来てくれさえすれば拾い上げることができるのであれば、その設問を設定する必要はないかと思います。事務局としてはどうでしょうか。

事務局) では、言い方を変えてそのまま設問は残したいと思います。

委員長) それは3も4も残すということですか。

事務局) はい。

委員長) あと、もう一つありましたよね。制度ご存知ですかという、資料3でいえば15頁、資料4でいえば10頁。

事務局) ①成年後見人制度ですと、やはりこれから高齢になり自分の金銭管理ができなくなることを踏まえると、こうした後見制度は残していきたいと思いつつも、③避難支援制度の方は、ある程度高齢者状況調査で聞いているところもあるので、あえて聞かなくてもいいのかなとは少し思っています。実際に高齢者状況調査をしていただいている民生委員の齋藤委員にご意見いただければと思います。

委員) この問9の「制度のことを知っていますか」という設問ですが、それまでみなさんが理解していたかわからないので、残し方がいいのかなと思います。

委員) あの、いいですか。事業の説明ではなくて、判断能力がなくなったときどうしますか、という時に後見制度、生活の支援をして欲しい時に日常生活自立支援事業、まず住民が困っている時を前面に押し出して、それに対してどう対処するかというのが福祉計画事業であって、最初から「成年後見制度」と言われても何のことかわからないとなるでしょう。まず当人が困っていることから目につくようにして事業に結びつけるようにしないと、私は提案としては頂けないと思う。

委員長) あの下「※」に書いてありますよね。それを最初にこういった制度知っていますか、知っていませんか、ということではなくて、こういう制度ですっていうことを設問に盛り込んだ上で、設問した方が丁寧ではないですか、ということでしょうか。設問すること自体は問題ないと思っていいでしょうか。

委員) もちろん、それは問題ないけど、やはり餌を投げかけないとだめだと思います。餌付けるように、住民を。そしたら次はスムーズに行くから。

事務局) 前に小野寺委員に成年後見制度だけじゃなくて、家族信託についてもこれか

ら求められるのではないかというお話があったと思います。そういったこととの絡みも含めながら聞いてみるといいのかも、と思います。

委員) 困っていることを前面に出して、そういう時、どう対処したらいいかって聞いていくのがいいと思います。ここに説明は書いてあるけれども。

委員長) このアンケートに答えるだけで、知識も身に付くというありがたいアンケートになりそうですね。

委員) 私も思います。高齢者状況調査って民生委員が回るので、こういった制度があるというのも民生委員は把握しています。だから、こういう制度が適応するかどうかというのは民生委員の方が非常に細かく対応しています。だからこういうサービスを受ける人でその状況にない人でも、この制度がわからないという資料ではないです。だからこの制度を知っているかどうかというのも、例えばこの制度を知らないからサービスが受けられないという人を救済しましょうという、ただ実際はそうになっていない。このアンケートから引き揚げましょうとはなっていないと思います。

事務局) 多分聞き方の問題だと思うので、改めてここにきちんと説明を入れることで知ってもらえたとなればいいと思います。聞き方というのも捉え方によるので、聞き方をちょっと変えれば制度を知る窓口としてもいいのかなと思います。

委員長) では、そういうことで皆さまよろしいでしょうか。理想は知っていて使わないというのが最高のパターンでしょうね。使えないではなくて使わない、知っていて使わないというのが一番いいのでしょうね。では、必須項目はだいたいこのようなことで、あとは事務局の訂正版をまたあとで検討すればいいのでしょうか。では、残りの時間は先ほど棚上げをしてしまいました任意調査についてですね。おさらいすると、任意調査といっても国がある程度たたき台を作ってくれていて、それが三つあり、三つの中で今回できそうなのは「①在宅生活改善調査」ですが、実施するにあたって、線引きをある程度した方が取り組み易いというケアマネジャーのご意見と、砂押委員からのそれは現場に任せ方がいいのではないかと、というご意見があり、対立ではないですが、すり合わせが必要かと思います。なにかご意見ありますか。まあ、そのルールが一切ない、すべてケアマネジャーにお願いするのはいくら何でも乱暴かなとは思わなくてすよね。また、きっちりと対象者はこういう人こういう人と決めるのも無理がありますし。砂押委員とケアマネジャーの意見の擦り合わせところとか、こういうのだと答えやすいとか。これはケアマネジャーが答えるものですから、やはりケアマネジャーが答えやすいように考慮してさし上げるべきですよね。あの、必須調査と違うのは、任意の方はすでに対象者が決まっていますそこに必ず調査の依頼を掛けるということですよね。つまり村は負担を強いるということです、特定の事業所さん、ケアマネジャーに。だからその手間も最低限にしてあげなければならないし、選別でケアマネジャー一人ひとりを困らせるようなことは気の毒だと思います。例えば具体案があればいいんですかね。例えばこんな人という風に。

委員) 例えばこの調査の目的としましては、地域に不足している介護サービスを知ることが目的なので、必要とするサービスが東海村にはないとか、ヘルパーさんの人数が少なくて利用できないとか、理想のケアプランに近づくために不足しているサービスを形成するために挙げていただくことだと思います。組みたいけど組むことができない。もちろん経済的な問題もあって、いくらまで

しか使えないという方はいらっしゃると思いますが、そういったケースも挙げさせていただいていいので、理想のケアプランを組めない、必要なサービスが受けられないということがあれば、そういったケースを挙げていただくというのはどうでしょうか

委員長) これは先ほどの例でいうと、自分としてはサービスを提供したいし、そうなればご家族の介護負担が減る可能性があるけれど本人が頑なに拒否しているのでなかなかサービス使えないというのは、例えば東海村の中に高次認知症治療センターがあれば解決しますから、そういう意味では理想とする施設が足りないと思いますが、現実問題としてそういう方もピックアップすると考えるのか、実際には東海村に認知症センターができるとは思えないので、そうすると地域に、東海村にその施設は必要かということも含めて微妙ですよ。那珂市にはあるし、日立市にはあるし、では東海村に必要なのかと言われるとそうとも言い切れませんが、そういう悩ましい方を片や拾う、片や拾わないというのは今の議論では出てきちゃうと思いますが、そういうのも良しとして、それもひっくるめていいんですと割り切ってもいいと思いますし、そこをしっかりと回答する方にわかるようにお伝えすればいいと思います。

事務局) あの設問とかも、国からも県を通じてたたき台としてしか示されていなかったもので、本日こういう形で資料をお渡しさせていただきましたが、やる方向で進むにしても改めて三田委員、深谷委員や、役場に来てくれるケアマネジャーにも意見をもらいながら進めたいと思います。主任ケアマネの連絡会もやっていますので、そういった場で意見を募ったりしながら、設問もこれだけの設問が妥当なのか、もっと制約した方がいいのか、そういったことも含めて。また市町村のやり方があると思いますので、意見を聞きながらやりたいと思います。

委員長) たたき台はもらっていますか。これこそ任意だから全部が全部従うということではないと思うので、東海村にとってメリットがある調査であればいいわけで、これに関してはほかの市町村と比べるものでもないし、あとは再三いつていますが、是非事務局の皆さんには、ケアマネジャーに協力していただけるような、手間とか今言ったような判断に悩むとか、あまりそういうことがなくアンケートに回答していただけるようなものを考えていただけるといいかと思います。どこを手直しするかというのは、もう一回事務局の方で作っていただいた原案を元に揉んでいこうと思います。砂押委員も、二人のケアマネジャーも調査すること自体は異存ないということですよ。ほかの委員の皆さんもいいでしょうか。

委員) はい。

委員長) やりようによっては実益のあるアンケートになると思うので、十分事務局の方でご検討ください。全体を通しまして、ご意見ありませんか。1番目の議題なんですけど「第8期高齢者福祉計画・介護保険事業計画に向けたアンケート」について、何かもう少しご意見があるという委員の方いらっしゃいますか。よろしいですか。

委員) はい。

委員長) ではこれで終わりでもいいのですが、資料1-3としてまとめた事前に配布した資料等もありますが何かあれば、ご意見ご質問あればどうぞ。

委員) 特にありません。

委員長) では、今後出てきた場合は事務局の方へ直接お伝えください。議題は以上で

ざいます。
事務局) ありがとうございます。

(2) その他

①配布の資料について

「フードバンクにご協力ください」、「ケースカンファレンス研修会」について説明。

②アンケート調査の日程について

例年2月には調査票を回収しているため1月中には配布している。コンサルの集計等を含めた業者決定の入札手続きは本委員会後に仕様書を含め調整していく。在宅改善調査は設問項目を含めて早めにケアマネ関係者の意見もいただいて行う。これは郵送ではなくケアマネへの手渡しでもあることから郵送と期間をずらすことも視野に入れ調整を行う。たたき台は事務局で行うが委員からも時間があれば意見をいただくこともあるのでよろしくお願いしたい。

5 閉会